

罹災証明申請書

昭和町長

令和〇年 〇〇月 〇〇日

申請者 (世帯主)	住所 昭和町押越 542-2 電話番号 055-275-2111
	(現在の連絡先) 同上 電話番号 同上
	(ふりがな) しょうわ たろう 氏名 昭和 太郎 生年月日 昭和〇年〇月〇日

窓口に 来られた方 (申請者と 同じ場合は 記入不要)	住所 昭和町押越 542-2 電話番号 080-1234-5678
	(ふりがな) しょうわ けんた 氏名 昭和 健太 申請者との関係 子

罹災原因	令和 〇 年 〇 月 〇 日の 大雨 による
------	------------------------

被災住家※の 所在地 (申請者住所と同じ 場合は記入不要)	昭和町西条 902-1
--	-------------

※住家とは、現実には居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のことをいいます(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)。

住家の被害	☒ 浸水被害 (☐ 床上 ☒ 床下) ☐ その他被害(以下に記入) 大雨による床下浸水により、壁等の一部が汚損・破損した。
-------	--

罹災証明書 の必要枚数	1 枚
----------------	-----

写真による 被害区分の 判定(※)	☒ 希望する(写真を添付) ☐ 希望しない
-------------------------	---

※下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。

- ・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
- ・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
- ・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合
(「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない(一部損壊)」の判定となります)

※添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません

【裏面に委任状あり】

※本人もしくは同一世帯以外の方が申請者の場合は、下記委任状に記入してください。

委 任 状

年 月 日

代理人の住所

代理人の氏名

私は、上記の者を代理人と定め、罹災証明書の交付申請に関する権限を委任します。

委任者 (罹災者)

住所

氏名